

栗原市中小企業等 経営継続・成長支援事業補助金

申請期間
再延長



物価高騰に負けない！

経営の「継続」と「成長」に向けたチャレンジを応援します！

補助対象者（以下の全てに該当する方）

- 市内に主たる事業所を有する事業者
- 直近決算期の売上高営業利益率が前期比で減少していること
- 国や県の類似の補助金を受けていないこと
- 市税の未納がないこと

補助対象事業（令和8年10月30日までに 事業完了したもの）

- ① 販路の開拓
（展示会出展、広告宣伝 等）
- ② 生産性の向上
（機械導入、省人化システムの導入 等）
- ③ 新たな商品・役務の展開
（試作開発、新サービス立ち上げ 等）

補助内容

- 補助率：対象経費の **3分の2以内**【上限100万円 下限10万円】
※支援金額が10万円未満の場合は対象外となります。
- 対象経費：既存事業ではなく、**新たに行う取組が支援事業の対象**
経費種類（広報費、展示会出展費、開発費、機械装置費、外注費）
※消費税は対象外です。
- 申請期限：**令和8年9月30日（水）まで**

《申請の流れ》

申請書
提出

審査
交付決定

事業実施
完了

実績報告
請求

支援金
支払

【お問い合わせ・提出先】 栗原市産業経済部産業戦略課
電話：0228-22-1220 / メール：kigyou@kuriharacity.jp